

全建労発第 33 号

平成 26 年 6 月 25 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 近藤 晴 貞  
(公印省略)

障害者雇用納付金制度の改正に係る周知への協力をお願い

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび厚生労働省職業安定局長と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長の連名により、別添のとおり障害者雇用納付金制度の改正に係る周知への協力依頼がありました。

今回の改正の要点は、

- ① 納付金制度の適用対象範囲を常時雇用する労働者数が 100 人を超え 200 人以下の中小企業に拡大されること。施行は平成 27 年 4 月 1 日であること。
- ② 平成 28 年 4 月から、前年度(平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月まで)の雇用障害者数をもとに、
  - ・ 障害者雇用納付金の申告が必要となること
  - ・ 障害者の法定雇用率を下回る場合は、障害者雇用納付金を納付する必要があること。
  - ・ 障害者の法定雇用率を上回る場合は、調整金の支給申請ができること

つきましては、納付金制度の改正内容をご理解いただき、貴協会傘下会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

今後、新たに対象となる企業に対しては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の都道府県の高齢・障害者雇用支援センターから説明が順次行われることとなっております。